平成２９年（フ）第５７３９号
大阪市東住吉区矢田３丁目６番６－101号パークシティ東住吉Ａ101号
債務者　新前　米子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７９０号
大阪府門真市寿町11番８－201号
債務者　山本　由紀
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８０１号
大阪市北区豊崎３丁目８－５　朝日プラザ梅田Ⅱ　504、住民票上の住所大阪府茨木市稲葉町11番19号
債務者　宮本　美秋
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５号
大阪市東住吉区住道矢田９丁目18番７号遊庵東住吉
債務者　小幡佐千子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４４号
大阪市東淀川区西淡路６丁目２番３－1001号
債務者　沢井　可奈
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７６号
大阪市都島区高倉町２丁目９番８－608号
債務者　辻野　修
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９５号
大阪府東大阪市本町１番19号　坂上文化１Ｆ３号
債務者　浦野　和江
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７４号
北海道河東郡音更町中鈴蘭南２丁目３番地４クラウン中鈴蘭301
債務者　菊池志寿香（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
北海道帯広市白樺16条東12丁目１番地　サクラメント７号室
債務者　ＬｕｓｔｅｒＣｌｅａｎｉｎｇ．Ｒこと　杉本　郁也
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
新潟県胎内市中条3017番地13　アスカハウス－６号
債務者　五十嵐静雄
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１０３号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜4164番地518、住民票上の住所新潟市東区中野山７丁目11番12号
債務者　蒲澤　祐也
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第６７号
兵庫県多可郡多可町加美区轟799番地２
債務者　佐藤　章浩
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第３０２号
香川県高松市国分寺町国分2991番地４
債務者　長谷川　葵
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０４号
香川県高松市栗林町２丁目４番22号　フォブール栗林101
債務者　鎌田　誠
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５０号
香川県丸亀市中府町１丁目５番62号　サーパス中府405号
債務者　三谷　英司
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１５１号
香川県丸亀市中府町１丁目５番62号　サーパス中府405号
債務者　三谷　章代（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１５９号
香川県坂出市府中町4960番地
債務者　松本　紀章
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで　高松地方裁判所丸亀支部